

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成 21 年 7 月 21 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

訓令第 3 号

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成 19 年 3 月 27 日訓令第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条中「秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号)」を「労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)又は秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(平成 14 年 7 月 12 日条例第 35 号)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。